

公務員制度改革に係る「工程表」について（案）

平成21年1月〇日

今般の公務員制度改革は、「国民全体の奉仕者である国家公務員について、一人一人の職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行すること」(国家公務員制度改革基本法(平成20年法律第68号。以下、「基本法」という)第1条)を目的とし、これを達成するため、以下の7つの改革の基本理念に則った改革を進めることとしている。

- 1 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと
- 2 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること
- 3 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること
- 4 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること
- 5 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと
- 6 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備し、及び男女共同参画社会の形成に資すること
- 7 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること

この改革を大胆かつ着実に推進するためには、まず、基本法に掲げる改革事項全体について、何をいつまでに実現するかという改革の全体像につき、予め政府として決定することが重要である。このような観点から、内閣人事局の設置等を定める「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の今通常国会への提出に先駆け、別紙のとおり、「工程表」を策定する。

公務員制度改革に係る「工程表」

(目 次)

- I 工程表策定にあたっての基本的考え方
- II 幹部職員等の一元管理の導入と内閣人事局の設置
- III 国家戦略スタッフ、政務スタッフ
- IV 多様で優秀な人材確保と能力・実績に応じた人事の徹底
 - 1 新たな採用試験制度
 - 2 幹部候補育成課程
 - 3 公募、官民人材交流の推進
 - 4 能力・実績主義の徹底
 - 5 定年まで勤務できる環境の整備、定年延長等の検討
 - 6 その他の課題
- V 労働基本権の検討
- VI 今後における公務員制度改革の進め方

I 工程表策定にあたっての基本的考え方

本工程表においては、改革の①措置や検討の方向性、②検討の結論を得る時期や関係法律案の提出時期、③実施時期等をできる限り明らかに示すこととする。

その際、基本法が定める

- 1 内閣人事局設置のために必要な法制上の措置については1年以内、
- 2 その他の法制上の措置については3年以内、
- 3 改革全体の実施については5年以内

というスケジュールに関し、本工程表では、できる限り改革を前倒しし、改革全体の実施については、「5年以内」を「4年以内」に短縮することとする。このため、「その他の法制上の措置」についても、可能な限り2年以内に前倒しすることを目指す。

具体的には、

- ① 平成21年においては、新たな人事評価制度の導入と政府全体を通ずる採用昇任等基本方針（職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針）の策定により、能力・実績主義の人事管理を推進する。特に、幹部職員等について、一元管理実施の際の基礎となる適切な人事評価を徹底し、幹部職員等の一元管理、内閣人事局の設置のための法整備を行う。
- ② 平成22年においては、内閣人事局の設置により、幹部職員等の一元管理等を開始するとともに、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理に関する説明責任を果たす体制を整備する。また、一般職給与法等の改正により、能力・実績主義のさらなる徹底のための法整備、定年まで勤務できる環境整備のための法整備を行う。加えて、新たな人事評価の運用状況を評価し、必要に応じて改善を行うこととする。
- ③ 平成23年においては、定年延長の検討など、検討に時間を要する課題についての結論を得るとともに、順次、新たな人事制度への移行を図り、全体として、平成24年までに新たな人事制度に移行し、基本法に基づく措置を全て実施することを基本とし、II以下に掲げるスケジュールの下、逐次具体化を図る。

II 幹部職員等の一元管理の導入と内閣人事局の設置

政治主導により、いわゆる「縦割り行政の弊害」を除去し、各省の立場を超えて、政府全体の立場に立った視野を持つ人材を積極的に登用することとする。このため、内閣の人事管理機能を強化する観点から、平成22年4月を目途に内閣官房に内閣人事局を設置することとする。

(1) 一元管理の導入

内閣人事局の担うべき一元管理を実現するため、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（別紙2に沿って立案する。）を今通常国会に提出する。

(2) 内閣人事局の設置（P）

Ⅲ 国家戦略スタッフ、政務スタッフ（P）

Ⅳ 多様で優秀な人材の確保と能力・実績に応じた人事の徹底

1 新たな採用試験制度

I種試験合格者が身分固定的に幹部候補となり、横並びで昇進するいわゆる「キャリアシステム」を廃止するため、現行のI種、II種、III種等の採用試験の種類を見直し、重視する能力に着目した総合職試験、一般職試験、専門職試験を設けることとする。また、多様な能力を持った人材を公務員として採用するため、中途採用試験を新設するなどの措置を講ずるほか、国際対応に重点を置いた採用を行うための措置について、併せて講ずることとする。

真に能力ある多様な人材を能力と実績の評価に基づいて幹部候補として育成し、幹部へと登用する仕組みを実現するため、採用試験制度の改革は、できる限り早期に実現することが重要であるが、一方で、受験者等への周知期間として2年程度を確保することが必要であることを踏まえ、以下のようなスケジュールで推進することとする。まず、平成21年度中に新たな採用試験の方向性を決定し、平成22年度初頭に、受験資格、試験科目等受験者の準備に必要な情報を公表する。次いで、平成23年度初頭までに試験実施の詳細について検討し、新試験の実施に必要な細目を公表した上で、平成24年度前半より新試験を実施する。

2 幹部候補育成課程

新たに導入される幹部職員等の一元管理機能をより実効あらしめるものとするためには、幅広い視野から政策を企画立案し、適切に業務を管理することができる能力を持つ人材を育成することが重要である。このため、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を政府全体として総合的かつ計画的に育成する仕組みとして幹部候補育成課程を設ける。

このような幹部職員及び管理職員にふさわしい職員の育成はできる限り早期に始める必要があることから、当該課程は、内閣人事局が作成した統一的基準に基づき、必要な研修等を含め平成22年度より実施する。このため、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出する。

3 公募・官民人材交流の推進

多様かつ優秀な人材の登用のためには、1及び2のような公務内における人材育成に加え、公務内外からの公募及び官民人材交流を一層推進する必要がある。平成23年度より新たな仕組みの下で公募及び官民交流を推進するため、以下のような方策を講ずることとする。

- ① まず、国家公務員法において、公募に係るプロセスや公募に付する職についての数値目標を定めること等を明記することにより、公募をより一層推進する必要がある。このため、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出し、平成22年度よりこれに基づく公募を実施する。
- ② 次に、官民人事交流をより一層推進するため、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に基づく人事交流につき、手続きの簡素化、対象の拡大等（所管業種との交流に関する規制の見直しを含む）を図るとともに、国と企業の間における人事交流のみならず、個人に着目した官民の人材交流を促進するために、必要な法制等につき検討し、平成22年に所要の法的措置を講ずることを目指し、必要に応じ、人事院に対し意見の申出の要請を行うこととする。
- ③ このほか、更なる官民の人材交流を推進するとともに官民の人材流動化を高めるため、給与、退職手当、年金等の制度改正の必要性について検討した上、平成22年に所要の法的措置を講ずることを目指し、人事院の勧告が必要な事項については、本年中なるべく早期に人事院に対し勧告の要請を行うこととする。

4 能力・実績主義の徹底

(1) 新たな人事評価制度及び採用昇任等基本方針の導入

1～3の方策により公務内に確保された様々な人材をその能力・実績に基づき活用し、処遇していくためには、まず、平成19年の国家公務員法改正で新たに設けられた人事評価制度及び採用昇任等基本方針の仕組みを確実に施行していくことが必要となる。

基本法においては、人事評価について、「国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること」、「業績評価に係る目標の設定は、所属する組織の目標を踏まえて行わなければならないものとする」、「職員の超過勤務の状況を管理者の人事評価に反映させるための措置を講ずること」等が定められていることを踏まえ、これらに対応できる新たな人事評価制度を平成21年4月から導入することとし、必要な政令等の整備を行う。

採用昇任等基本方針については、能力・実績に基づく任用の徹底、特に幹部職員、管理職員について、採用年次、採用試験の種類にとらわれない任用を徹底すること等について規定することとし、平成21年3月までに閣議決定し、各府省に

においては、同方針に沿った人事運用を徹底することとする。

(2) 幹部職員、管理職員の任用・給与の弾力化

政府がその時々課題に的確に対応するためには、特に幹部職員・管理職員の人材配置について弾力的に行えるようにすることが重要であり、「新たな制度」を設ける必要がある。このため、まず、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出し、適格性審査等特別な任用手続が導入される幹部職員について、これまで以上に適材適所の人事を行うため、勤務実績等を勘案した上で、幹部職員の範囲内で弾力的に降任することができるような措置を講ずることとする。

加えて、幹部職員、管理職員の任用・給与その他の処遇のあり方全般について、職務の特性や能力及び実績に応じた弾力的なものとするため、平成23年度から、①管理職員の任用弾力化、②幹部職員賞与の傾斜配分化、③管理職手当（特別調整額）の傾斜配分の強化等を可能とするため、平成22年に所要の法的措置を講ずることを目指し、人事院の勧告が必要な事項については、本年中なるべく早期に人事院に対し勧告の要請を行うこととする。

5 定年まで勤務できる環境の整備、定年延長等の検討

(1) 定年まで勤務できる環境の整備

早期退職慣行の是正に伴い、職員の在職期間が長期化することから、人事の停滞を防ぎ、組織の新陳代謝を確保するため、能力・実績主義に基づき適材適所の人事を進める一方、総人件費の増嵩の抑制を図りながら、高齢職員の能力を活かすための任用給与制度の運用を可能とする必要がある。このため、専門スタッフ職制度の拡充を含む高齢職員の任用・給与制度について全般的な検討を行い、平成22年までに所要の法的措置を講ずることを目指し、必要な勧告が行われるよう、本年中できる限り早期に人事院に対し要請を行うこととする。また、職員の価値観の多様化等に対応するため、自らの能力を活かした高齢職員等の自発的な退職を支援するための退職準備プログラムの拡充に向けた見直しを行い、平成22年度から実施する。

(2) 再任用の原則化に向けた取組み

雇用と年金の連携を図ることにより職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できる環境を整備していく必要がある。また、高齢職員がこれまでに培ってきた知識や経験、技術を活用して、より質の高い行政サービスを国民に提供できるようにしていくことは、重要な課題である。定年延長の制度化に先駆けて、当面、やる気と能力のある希望者について、原則再任用できるようにす

る必要がある。このため、再任用職員の担う業務や組織のあり方、定員・定数管理のあり方等を見直すとともに、必要な措置について検討を行い、平成 21 年中に結論を得ることとする。また、平成 25 年度から 60 歳定年退職後に年金受給までの空白期間が生じることを踏まえ、再任用職員の給与等について所要の措置を講じた上で、平成 24 年度から、再任用の原則化を実施することとする。

(3) 定年延長の検討

定年延長の制度化により雇用と年金の接続が可能となる一方で、総人件費の増嵩、定員の大幅な増加の要因となるため、総人件費の増嵩の抑制という観点にも留意して、役職定年制、高齢職員の給与の引下げ、高齢職員の処遇のあり方等の全般的な事項について検討を行い、平成 23 年中に一定の結論を得る。定年延長を制度化する時期については、民間における定年延長の導入状況等を踏まえて検討することとする。

なお、上記(1)から(3)までの検討に際しては、民間企業において、定年制度の廃止、定年延長又は継続雇用制度の導入が義務付けられていることを踏まえるとともに、総人件費の増嵩の抑制を念頭に置きつつ、総合的な対策を講じていく必要がある。このため、職員の在職期間の長期化、高齢職員の増加に対応して高齢職員の知識や経験、技術を活かすに相応しい職務のあり方や勤務形態を検討するとともに、組織のフラット化やスタッフ職の増加への対応を含む組織のあり方や業務実施体制についても併せて検討する必要がある。また、高齢職員の給与水準及び給与体系のあり方、退職給付のあり方、定員・定数管理のあり方等について抜本的に見直すとともに、優秀な人材を公務部内に確保する観点からも、民間における取組みも踏まえつつ、職員のモラルや組織活力を維持向上するための方策、職員のキャリアアップや生涯設計に対する支援策などについても併せて検討していく必要がある。また、(1)及び(3)の検討に際しては、役職定年制等の導入や、行政組織の再編や定員削減を円滑に実施するための希望退職等の新たな制度を設ける必要性等についても検討する。このため、政府部内に関係府省からなる検討体制を整備し、必要な措置について検討を進めることとする。

6 その他の課題

(1) 政官接触に関する記録の管理等

政策の立案、決定及び実施の各段階における国家公務員としての責任の所在をより明確化するため、以下の措置を講ずる。

① 職員が国会議員と接触した場合における記録の作成、保存その他の管理及び

当該情報を適切に公開するための措置について、関係者と調整の上、平成 21 年中にルールの策定を行うこととする。

- ② このほか、各般の行政過程に係る記録の作成、保存その他の管理が適切に行われるよう、今通常国会に提出を予定している公文書の管理等に関する法律案（仮称）により、公文書の管理等に関する基本的事項を定めるなどの措置を講ずる。

(2) 懲戒処分 of 適正かつ厳格な実施、求償権 of 適正かつ厳格な行使

懲戒処分 of 適正かつ厳格な実施、求償権 of 適正かつ厳格な行使については、必要な基準、手続等の整備を図ることとし、平成 21 年中に必要な措置を講ずる。

(3) 業務 of 簡素化

超過勤務 of 縮減のため、各府省において、行政効率化推進計画等 of 取組により、職員 of 仕事 of あり方を見直し、一層 of 業務 of 簡素化を推進する。

V 労働基本権 of 検討 (P)

VI 今後 of 公務員制度改革 of 進め方

上記 of 改革 of 実施にあたっては、国家公務員制度改革推進本部事務局は、人事院、関係府省と連携しつつ、改革 of 企画及び立案並びに総合調整にあたる。また、本工程表は必要に応じ改訂されるものとするが、国家公務員制度改革推進本部事務局は、本工程表 of 実施状況につきフォローアップを行い、少なくとも毎年 1 回、国家公務員制度改革推進本部にその結果を報告することとする。

国家公務員法等の一部改正の基本方向

I 幹部職員等の一元管理等関係

(1) 幹部職への任用等に係る特例

① 適格性審査及び幹部候補者名簿

内閣総理大臣は、幹部職員、任命権者が推薦した者、幹部職の公募に応募した者等について、幹部職に必要な標準職務遂行能力の有無を判定する適格性審査を行うとともに、当該審査に合格した者について幹部候補者名簿を作成し、任命権者に提示するものとする。

内閣総理大臣は、上記権限を内閣官房長官に委任するものとする。

② 幹部職への任用

職員の幹部職への任用は、幹部候補者名簿に記載された者であって、選考又は人事評価に基づき、当該官職への適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

幹部職員の任免を行う場合には、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。内閣総理大臣及び内閣官房長官は、必要と認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の任免について協議を求めることができることとする。

③ 幹部職に係る公募

幹部職に係る公募は、内閣総理大臣が、任命権者の通知を受けて、又は任命権者との協議に基づき、行うこととする。

④ 幹部職等の職務明細書

任命権者は、内閣総理大臣の同意を得て、任用及び人事評価の基礎とするために、幹部職等の職務の具体的な内容及び当該官職に求められる能力・経験を記載した職務明細書を作成するものとする。

⑤ 幹部職員及び管理職員についての定数の設定・改定

【P】

⑥ その他、任命権者を異にする官職への昇任・転任の調整、人事情報の管理、職務の特殊性を有する職員の取扱等に関する規定を整備する。

(2) 採用昇任等基本方針の記載事項の追加等

① 採用昇任等基本方針中に、管理職の任用に関する基準、任命権者を異にする官職への昇任・転任の指針、官民の人材交流の指針、公募に付する幹部職等の数の目標等の公募の指針を定めることとする。

- ② 内閣総理大臣は、採用昇任等基本方針に沿った職員の採用等を確保するため、任命権者に必要な措置を講じさせることができることとする。

(3) 公募

公募（外部公募、部内公募、内外公募）に付された官職への任命については、公募に応募した者であって、当該者に共通して用いることのできる能力の実証により、当該官職に必要な標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者の中から行うことを原則とする。

(4) 幹部候補育成課程

- ① 任命権者は、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための課程を設けるものとする。
- ② 内閣総理大臣は、課程の運用に当たって遵守すべき基準を定めるとともに、基準に照らして必要がある場合には、任命権者に対し必要な措置をとることを求めることができることとする。
- ③ 内閣総理大臣は、課程対象職員を対象として、政府全体を通じて行うべき研修を実施するものとする。
- ④ 課程対象職員の、任命権者を異にする官職への昇任・転任の調整に関する規定を整備する。

(5) 幹部職員の任用の弾力化等

- ① 勤務実績等を勘案した上で、幹部職員の範囲内における降任を弾力的にできる規定を整備する。
- ② 適格性審査に合格しなかった幹部職員の降任等を可能とする。

Ⅱ 内閣人事局設置関係

【P】

※その他、関連法において上記に掲げる措置に準じた措置を講ずる。

※今後、検討の進捗により追加、修正があり得る。

Ⅲ 国家戦略スタッフ・政務スタッフ関係【P】